○○市家族防災の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、本市に激甚な影響をもたらす災害が発生した場合において本市の住民の生命、身体及び財産を保護するため、特定の世帯における防災計画の策定とその実行の支援に関する措置について定めることにより、本市に激甚な影響をもたらす災害に対する対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「家族防災」とは、本市 に激甚な影響をもたらす災害が発生した場合にお ける被害の軽減を世帯単位であらかじめ図ること をいう。

2 この条例において「指定世帯」とは、高齢者、 障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者であ って規則で定めるものが世帯内にある世帯

(家族防災基本方針の公表)

第三条 市長は、本市の家族防災に関する基本方針(以下単に「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 本市の家族防災に関する基本的な指針
- 二 指定世帯における家族防災計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他本市の家族防災に関する重要事項
- 3 基本方針は、災害対策基本法(昭和三十六年十 一月十五日法律第二百二十三号)第四十二条に基 づき市長が定める市町村地域防災計画と整合が図 られたものでなければならない。
- 4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(家族防災計画の策定)

第四条 指定世帯の世帯主は、基本方針を勘案して、当該世帯に関する家族防災を推進するための計画(以下「家族防災計画」という。)を定めなければならない。

2 家族防災計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 激甚な災害が発生した場合の世帯内における 連絡方法
- 二 激甚な災害が発生した場合の避難経路
- 三 世帯外に支援を求める必要がある事項
- 四 その他家族防災の推進に関し必要な事項
- 3 指定世帯の世帯主は、家族防災計画を定めた ときは、遅滞なく、市長に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた市長は、○○市個人情報 保護条例に従って、前項の通知にかかる情報を適 切に取り扱うものとする。
- 5 前項の規定は、家族防災計画の変更について 準用する。

(家族防災計画の変更)

第五条 指定世帯の世帯主は、当該世帯内にある 第二条第二項の規則で定める者に状況が変化した 場合その他家族防災計画の内容を変更する必要が ある場合には、家族防災計画を変更しなければな らない。

2 指定世帯の世帯主は、家族防災計画を変更したときは、遅滞なく、市長に通知しなければならない。

(指定世帯でなくなった場合の届出)

第六条 指定世帯の世帯主は、当該世帯が指定世帯の要件を満たさなくなった場合には、遅滞なく、その旨を市長に届出なければならない。

(市による支援措置)

第七条 市は、家族防災計画に基づく措置が円滑に実施されるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

(過料)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、千 円以下の過料に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反した者
- 二 第四条第三項の規定による通知をせず、又は虚 偽の通知をした者
- 三 第五条第二項の規定による通知をせず、又は虚 偽の報告をした者
- 四 第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2016年11月24日入門基礎政策形成論)